

第二十四回国会
衆議院

地方行政委員會議録第三十三号

昭和三十一年四月十日(火曜日)

午前十一時六分開議

出席委員

委員長 大矢 省三君
理事 龜山 孝一君 理事 鈴木 直人君
理事 永田 亮一君 理事 古井 喜實君
理事 吉田 重延君 理事 北山 愛郎君
理事 中井 徳次郎君

生田 宏一君 唐澤 俊樹君
川崎 末五郎君 木崎 茂男君
綱瀬 彌三君 渡海 元三郎君
徳田 典吉郎君 丹羽 兵助君
川村 繼義君 五島 虎雄君
櫻井 奎夫君 門司 亮君

出席國務大臣

國務大臣

出席府政委員

總理府事務官(自治庁行政部長) 小林 興三 次君
總理府事務官(自治庁財政部長) 後藤 博君
委員外の出席者 柴田 護君
總理府事務官(財政課長) 專門員 円地 与四松君

四月七日

委員 瀧尾 弘吉君 辭任につき、その補欠として中村 三之丞君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員 中村 三之丞君 辭任につき、その補欠として瀧尾 弘吉君が議長の指名で委員に選任された。

同月十日

委員 山中 貞則君 辭任につき、その補

欠として生田 宏一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員 生田 宏一君 辭任につき、その補欠として山中 貞則君が議長の指名で委員に選任された。

四月七日

旅館における遊興飲食剩餘廃等に関する請願(廣瀬 正雄君 紹介)(第一八七三三号)

遊興飲食税の免税点引上げに関する請願(高橋 等君 紹介)(第一八七四号)

同(永山 忠則君 紹介)(第一八九六号)

質屋営業に対する固定資産税軽減に関する請願(塚田 十一郎君 紹介)(第一八七六号)

地方税法の一部改正に関する請願(森三樹二君 外一名紹介)(第一八八五号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

連合審査會開會申し入れに関する件

地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出第五〇号)

地方財政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律案(内閣提出第八一八号)

地方財政法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇八号)

町村合併に関する件

○大矢委員長 これより會議を開きます。

この際お諮りいたします。連合審査會の申し入れについてお諮りいたします。すなわち、文教委員會において審査中の地方教育行政の組織及び運営に関する法律案及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案の両案について、文教委員會に連合審査の開會を申し入れたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○大矢委員長 御異議がなければさよう決定いたします。

なお開會の日時につきましては、後刻文教委員會長とも打ち合せて決定したいと存じます。

○大矢委員長 町村合併に関する問題について調査を進めます。生田 宏一君。

○生田委員 過日當委員會で、自治庁の小林行政部長にお尋ねをいたしておきました。徳島県における町村合併によって発生した加茂谷地区の紛争問題につきまして、分村を要求する人たちが分村要求の運動をした結果、なおその一つの実行方法として、断食による祈願をいたしたことについてお尋ねをいたしたのですが、行政部長は、行政部長のお答えでは、その断食は取りやめになったというのでございまして、たて、事件が円満に落ちつくのならば非常につけようである、こういうふうにか

考えておったのでありますが、その後私の方で仄聞しておるところもございまして、いささか憂慮にたえないことがあると思ひますので、その後の経過を、もし自治庁の方で調べたことについてお尋ねをいたします。この問題が、御異議がなければお聞かせ願ひたい、このように思います。

○小林(興)政府委員 私の方でわかつておりますことだけを御報告申し上げます。この問題は私の方といたしまして、県当局の方へその後の状況を引き続いて連絡するように申してあるのであります。この前この委員會で問題になりました片山さんの断食の問題は、三月二十七日で実は一応断食をやめるということになったのでありますが、しかしその後もまた片山さんは断食をやめたけれども、ほかの人が引き続いてその目的が達せられるまではやるのだというので、他の方がしばらく断食を続けられたらどうかというのであります。しかしそれははいけないというので県の方でも心配いたしました。県当局と地元の間にも断食は一切やめ、こういうことに話が進みましたので、事実上その断食はやつておりません。しかし問題は分村の問題をどう收拾するかというところにあるわけでございまして、その善後取捨策を県当局も入つてあつて、今地元のことくちやいかぬというので、今地元の事務當局と関係者が集まつてその問題を進めておる。しかしこの分村の問題につきましては、その区域をどう割るか

ということにつきましても、まだ地元の意見もはっきりしないという関係で、何か方法をすみやかに見出さぬといふかぬというので、せつかく地元においては折衝を続けておるといふ情報がある、先週は終りに入つておるのでございまして、今週に入りましてからまだ状況を聞いておりませんが、以上申し上げましたのが最近まで私の方に入つておる情報でありまして、こつちといたしましては県当局を督促して、ともかくも何らかの一つの方法を見出して解決づけるようにと連絡しておるのが現状でございます。

○生田委員 その後の状態が今お話のようでございますならば、あるいは解決の方へ近づいておるのではないかと考えられますが、ただ私が少し心配してゐるのは、片山君が断食をやめたのは本人の意思ではなくて、あるいはこの問題を解決するためにお互いに話し合ひをしようという了解を遂げての上ではなしに、警察の強制収容によつて、ひとまず下山させたという情報が入つておることです。私が先般小林行政部長にお尋ねいたしましたときに、とりやめになったということだけでございまして、これは行政部長から徳島県の方にお聞きしたの上で、お答えを得ましたので、そのとりやめになったというところは、私はきわめていい結果になるという考えで承わつておつたのです。しかし警察の強制収容によつて断食をやめたのであつて、その後今のお話によりますと、片山君

は強制収容せられたけれども、元氣な者がまた断食を始めるということになったのを見えますと、これはいかにも生命の危険が迫ったので強制収容をしたというように見るのが正しいように思われます。そこで私の知っております範圍では、富岡町としては依然としてこの問題を、はばむ気持があるのではないか。

〔委員長退席、亀山委員長代理着席〕

事の次第をただしてみますと、これはもともと町村合併を行なったときに、十一対十という町村議会の議決によつて賛成がきまつた。しかしその住民の七割以上は反対の気持でおつた。しかもその反対がやさしい反対でなしに非常に強い反対であつた。事後においては村八分の状況を呈した。そうして一年半にわたつて非常な相剋摩擦を平和な山村に引き起しておる。私の承知する範囲では、農協協同組合の預金も千六百万円ほどをそのことに使い、果して、今や村民は非常に貧乏して、生活にたくわえない窮迫した状態になつておる。そのことは何としても、指導者の人が町村議會を何とか影響力をもつて、自分の意思に沿うような議決に持つていくことができる立場で、町村合併というものを村民の意思のほかに持つていこうとすることだと、私はこの真相をよく知っておりますので、そう思つておるのですが、その指導者の人たちが今もつて合併後の分村というものについて、どうも賛成しないような空気であります。

私はここで小林行政部長にお尋ねしておきたいのは、これは一応十対十一で合併をするときまつたときに、県会

議長が仲裁に入って知事もこれを了解しておる。そうして合併は、三カ月後に住民投票によって所定の数まで住民の合併反対の数があるならば、分村をしましょうという一札を入れて、その反対者を納得せしめた。これが和解ができた条件で、それが昭和二十九年十一月か十二月でしたが、明けて三カ月後には地方選挙のまっ最中です。また当選をしてきた人が、前と人間が違っておったというようなことで、この問題がそのままになおざりにされておる。今日まで相剋摩擦を続けてきたというのは、これはやはり私は町村を監督するものの方に落ち度があるのではないか、こういうふうに思われるのです。それで小林行政部長が督促をされておると言いますが、これは自治庁の立場としては、町村合併促進法に基いてこの解決をされる御決意であつたのか、ただ単にこのような問題は円満に解決した方がよろからというように漠然たる態度であるのか、自治庁のお考えはどうしても、町村合併促進法の三十二条と思いますが、あの条項を適用しても自治庁としてはこの処置を徳島県をしてせしめるといふようなお考えに出ておられるのか、そこを一つ承わっておきたい。

○小林(興)政府委員 われわれといたしましても合併をめぐるこのういうう紛議があることは残念で、まことに断食などという異例の措置をとられることは遺憾なことであります。先ほどもちよつと申し上げましたが、最初片山さんの断食をやめられたのにつきましては、やつぱりそれをめぐってまた問題が起つたわけでございまして、坂本と服部という人が引き続いてやり出し

たそうであります。それでこれはいかぬというので、四月二日のときには片山さんも間に入って、そうして関係者の全部が、ともかくもこういう方式はやめよう、こういうことで最初のときはいろいろおろし方に問題があったようであります、そのときに断食をやめることにつきましては関係者の間で話がついたことだけは間違いはないようでございます。それからこの事態を具体的に收拾するために問題を準備しておるのでございますが、県当局の

話では——これは県の見方にもいろいろあるかもしれませんが、要するに分村をしてどこの区域でどうして、それからどうしようというのか、いいところのかいぬといふのか、そこらの気持も大体村民の間にもはつきりしておらぬ面もあるようです。そこで具体的に意向、立場というものはつきりさせて、そうして方法をきめて最後の調整をやりたい、そういうので至急事柄を進めておる、こういうことでございます。自治庁といたしましては、もちろん全般的に地方問題が円滑に行われることを期待するとともに、例示せられたように町村合併促進法によって促進の目的を達するために、必要な措置を講じなくちゃならない責任も総理

大臣にありますから、それは事と次第によりましては、こういう規定を最後によりどころにして、ともかく問題をすみやかに解決するようにできるだけ措置をとりたいと思っております。それで合併の際もそういう分材が一つの条件というか、そういう政治的な約束があればこれも当然尊重して合併を——いろいろ事態も変るし、人の気持も変るかもしれませんが、政治的な

約束は約束として十分尊重をして、問題を解決するのが当然の考え方だろうと思うのでございまして、いずれにいたしましても、現実を基礎にして、しかもその地域全体が円満に治まり、しかも市町村合併の目的が達成せられる方向で事が治まるように、こういうの方向で、われわれとしての解決を進めるめどであり、気持でありますので、そういう方向で強く県の方も督促して問題を解決するように進めたい、かように考えております。

○生田委員 お考えを承わって大へん私は安心をしたいと思っておるのです。が、今のお話の中でささいなことですが、私がこれはあるいはやり得きなさいいのではないかと思ふことがありましてのは、今あなたのお話は、多分徳島県のだれかとお電話なり連絡があつて出たお言葉だと思ふのですが、村民の中にも小松島市に合併するのがいいのなか、あるいはその他について意見の一致しないところもある、しかも処置についてとはというようなお話ですが、これは当然のことでございます、その村の中で三割ぐらゐは富岡の方へ行きましよう、七割ぐらゐは小松島の方へ行きましようというので意思決定ができておるわけです。しかしこの村は、

村のまん中を那賀川という川が流れて
おりますが、右岸の方は富岡側でござい
まして、左岸の方は小松島側であり
ますが、右岸の方でも小松島の方へ行
こうという者もあれば、左岸の方に富
岡に行こうという者もあるわけです。
住民はその住所によつてきちんととき
まつたわけではございませんので、こ
の問題を考えるとときには、村全体で考
えていかなければならぬと思うので

す。ところが小松島に近い左岸の方にも富岡へ行きたいという者があるしというような部分的なことを考えますれば、難然として難居しておるのでありますから、そういう議論をしていきますならば、とうていこれはより分けてお前はそちらへ行け、お前はあちらへ行けというふうには——住居の移転をさして、その部落々々でまとめるよりはかにない、そういうことは行政上の処置ではできないのでありますから、今のようなお話はささいなことのように

でありますけれども、どうも私は今にかかつてならないのであります。そんなお考えはやめて、加茂谷村として、七割の住民が住民投票で富岡へ行きたいというならば、それできちんとかなければならないと思うのです。それでちょっとお聞きしたことですけれども、自治庁の方ではあまりそういうようなことに拘泥せずして、大局的に判断をしないと紛争の解決はできないのではないか、こう思うのです。そこで一言自治庁の長官にお尋ねをしておきたいと思ひますのは、この町村合併の問題は、私も二十八年の国会におきましては、この地方行政委員会におきましてので立法化には参画した者でありますから、多少の事情は存じてお

るのでございますが、今から考えてみまするならば、何となしに議員立法としてなされましたのときにおきまして、気のつかなかったことがたくさんあろうかと思えます。たとえば地方公共団体において行政区画をどうきめるかということ、その地方公共団体の基礎になるものですから、これより大きな問題はないと私は思うのです。ところが区画を変更することを主体とし

た法律案が、町村合併促進法として立法されたのですが、いろいろ議論のあった中で大して議論が起きなかったことなんです。この町村合併をするときに、当該地方公共団体の意思決定が、議会の過半数の出席で、過半数の賛成でよろしい、こういう見解になっておるわけですが、私はそここの重大な問題をとり扱った法律案としては、いささか慎重を欠いた点があったのではないかと、こういう感じがいたします。過半数でものがきまるということになりまして、これはいろいろな事例があるのですが、反対もあれば賛成もあるのです。多少そこに努力をしなければならぬ、強い反対がありまして、たとえば村民の過半数以上、あるいは七割、八割の強い反対がありまして、村議会における過半数の賛成を得ることは必ずしも困難でない場合が往々にしてあるかと思ひます。そういうようなきわめてイージーにできるような法律のきめ方でございまして、町村合併をしますときに、都道府県の地方課におきましては過半数の承認があればよいのだからというところで、簡単に片づけていっている傾向があるのです。そこで村民の意思とは反対に賛成の議決が往々になされて、非常に合併の弊害を今日まで引いておる。ことにこの問題は十一対十という一票差でありまして、その一票についても非常な争いと伏在した事情があつてこういうふうになつておる、こういうことでございまして、私の見解としましては、むしろ三分の二の議決を必要とするというように強い制限規定を加えておきましたならば、住民の強い反対があつてもその議会の過半数でこの問題を村民の意思

と違つた方向に議決を持つていくというふうなことはないのではないか。ここに私は立法上の欠陥があるような感じがいたします。これは私の見解でございしますが、もしそのようなことが大方の識者の御賛成を得ますならば、一特にたゞいままで残つております、いまだ町村合併ができておりません村々あるいは町の問題は、非常に反対的な要素が強くて今まで残つておるものでありますから、自後これらの町村を合併しようとするには、法律改正をして、少くとも三分の二以上の同意を得なければ、その議決は有効としないというふうな態度が望ましいのではないかと、これは私個人の見解でございしますが、そういうふうに考えておるのです。それで、これは法律改正に関する私の意見でございしますが、これについて直ちに長官の御意向を承ねるということとは、あるいはここでは無理かと存じますけれども、しかしながら区画をきめるということとは地方公共団体の基礎であるということ、しかもそれはいづれのものよりも大切なことである、基礎であるというふうな考えであります。まずならば、法律の精神としては少く今の過半数というものは安易に過ぎるのではないかと、これについて、私は自治庁長官のお考えをお尋ねしておきたい、こう思うのでございします。

○太田国務大臣 徳島県における分村の問題につきましては、私も部長からお話を聞きまして非常に気の毒な問題と思つております。立法的に今の過半数という制度を三分の二にしたらばという御意向でございしますが、一般の原則が大体過半数の原則をとつておりますので、三分の二にする場合におきましては、十分いろいろな問題を考えなければならぬものと思ひます。生田委員の言われるように自治体の基本問題でございしますので、三分の二にした方がいかに問題につきましても、もう一度進んで考えたいと思つております。今のところすぐお言葉に對して三分の二がいいということは私申し上げかねますが、問題の重大なものと地方自治体の基本に関することとを思つております。

○生田委員 自治庁長官のお答えは、まことにその通りでございします。すぐに結論的な御意見を承ねることは私も無理だということを承つておりますので、よく研究していただきまして、爾後の問題に処する備えをしていただきたいと存じます。

なお加茂谷の問題は住民が非常に不幸な状態になりました。私は小松島市に行くという問題で、分村を要求する人たちが必ずしもいいとか悪いとかいうようなことについては、むしろ考え方を避けた方がいいですが、しかし少くも住民の意思による合併をしてやらなければならぬというところが本旨でありましたならば、かりに指導者が住民の意思と違つた方向へ合併問題をもつていつて起きた紛争であるとしても、ならば、これはぜひ自治庁において、こういう問題はこれで終止符を打つて、あとへこんな問題を残さないようにこの際御処置を願ひたい。特に小林行政部長からもお話しがありました、自治庁長官なりあるいは総理大臣が最終的には指導の責任を持つておることになつておりますので、そのように、これを

もつて終止符を打つように、ぜひとも御指導を願ひたいと思つております。

○太田国務大臣 承知いたしました。

○亀山委員長代理 それでは地方交付税法の一部を改正する法律案、地方財政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律案及び地方財政法等の一部を改正する法律案の質疑に入ります。北山君。

○北山委員 地方財政三法について伺ひます。この内容に關連している自治庁にお伺ひした際にお願ひした事項、まず第一には地方財政再建促進法の融資基準について、自治庁としては大蔵省との間の話し合いをきめて、これを決定するという問題と、それから赤字団体の寄付金、分担金の抑制についての基準というものを定め、これを地方に通達するというお話がございましたが、これをきめたように承つておりますので、その概要についてこの際御説明を願ひたいと思ひます。

○後藤政府委員 お尋ねの再建関係の融資基準と寄付金等の承認に關する取り扱いにつきまして、自治庁できめて通達をいたしておりますので、内容を簡単に御説明申し上げます。

財政再建債の許可の更新であります。これはまず起債の対象であります。赤字額につきましては、法律と政令にちゃんと書いてありますので、それを基礎といたしまして、起債の対象になる赤字額を決定したいと考えております。これにつきましては、従来と相違はないのであります。そのきまりました赤字額の中で、起債の許可をどのようにいたしますかについて、大蔵

省との間でいろいろ折衝いたしたのであります。まず起債の許可額の中から引くものを先に申しますと、義務教育の国庫負担法または生活保護法等に基きますところの国庫支出金がございしますが、そういうものの精算金にあたるものを差し引く、これを第一にいたしております。これは翌年度に必ず入つて参りますので、赤字の起債の対象にはしないのでよろしい、こういう意味であります。赤字の格好はとつておりますけれども、翌年度に入つて参りますから、まず赤字額から落して行く。それから歳計剰余金が三十九年度にあり、九年度の赤字額から落す。つまり三十九年度黒字の場合はその黒字額だけ落す、これが第二点。第三は計画の第一年度、三十一年度であります。第一年度に黒字が出ますような再建計画が作られる場合であります。これは二つの考え方があります。それを一応長期債の対象にするという考え方と、それは短期資金の問題であるから、これは全部引いてもいいのではないかと、こういう考え方があります。これは余つた財源になります。従つてその分だけ長期債を必要としないという議論も私には一つの理屈があると思ひます。従つてこの取り扱ひをどうするかということについていろいろ議論いたしました結果、初年度に生ずるところの黒字額につきましては、その二分の一だけを融資対象額から引く、こういう建前にいたしたのであります。それから原則として今申しましたような計算をいたしますが、個々の再建団体を見まして、資金繰りの状況が容易でありまし

て、財政運営上支障を来さないと認められる場合におきましては、その限度において再建債の額を特殊の場合に減額することができ、こういうふうな条件にいたしましたのでございます。

それから資金の区分をどう考えるか、四百億の中で五十億が政府資金で二百五十億が公債債でありま。この振り分けは一応現在公債債の消化促進の審議会がありますので、その答申案があります場合には、その答申によりまして、一応差し当っては今申しました政府資金と公債債の割合でもってつけていく、この場合にも資金の状況を見て多少の増減を団体ごとに考える。原則的には今申しました資金の状況でやっていく。ただ小さい団体につきましては政府資金の量をするだけ多くしていい、こういうふうな考え方をとっております。なおそれにつきましては先ほど申しました公債債の消化促進審議会というものが現在開かれておりまして、その答申案を現在検討中でありまして、それを待ってあらためてきめていきたい、こう考えております。なお公債債の利子につきましても、やはり同じ審議会でもって現在検討されておりますので、その検討を待って公債債の利子をはつきりきめたいと考えております。一応は従来の借り入れ条件で、非常に高いものであれば別であります、そうでない場合には一応従来の条件で繰り返すという考え方であります。それから起債の許可条件の最低及び端数を切り捨てるかという問題につきましては、それぞれの団体につきまして一定の限度をきめております。端数の限度もきめております。これは大きな団体は問題な

いのでありますが、町村の最低限度の再建債の額をどうするか、大体三百万円以上、こういうふうにいたしております。端数の切り捨ては、町村の場合には五十万円、こういうふうにいたしておりますのであります。団体が大きくなるに従って、その額を増加していくというふうにいたしております。それから寄付金の承認に関する取扱いにつきま

しては、いろいろ検討いたしました結果を通過で流しております。この前の委員会でも申し上げましたのでありますが、一がいに寄付負担金と申しましても、そういう名称を使っておつても、実態がそうでない場合が相当ございす。そういうものはできるだけ明確に予算に計上いたして、寄付負担金でない市町村自体の経費として、予算にはつきりした名前でもって計上するようにはいたして行きたい。それから実態が寄付負担金でございする場合には、その場合に寄付負担金とわれわれが称し得ない、この法律でもって寄付負担金とはいわないようなものを一応われわれの方で考えて、その内容を簡単に要約いたしております。たとえば、地方公共団体に対する貸付金とか、出資金等はいわゆる寄付負担金ではない。それから試験研究または施設造成のための地方団体の事務を他の団体に委託するような経費が、やはり補助金形式でもって出ております。そういうものもやはりここにいう寄付負担金ではない。それから功勞者に対する報奨費というふうなもの、また地方公共団体の弘報に伴うところの広告料、それから地方財政法の二十七条の規定によりまして負担金その他法令に根據のある負担金及び補助金、それか

らまた法令とか条例または規則に基く都道府県の補助を受けて市町村が公共団体に支出する等の補助金または支出金、それから市町村が土地改良費とか水害予防組合等の公共団体に對して支出するところの補助金または支出金、そういうものはいわゆる寄付負担金ではない、こういうふうにきめておるのであります。

それから寄付等について寄付負担金の支出の抑制についての基準を一応きめて流しております。極力寄付負担金に対する制限、寄付負担金の額を自己財源との関連において制限してもらいたい。その趣旨からいたしまして、まずワク内でもって取り扱うところの寄付負担金というものは、災害対策費その他これに類するもの、地方公共団体に於ける福祉増進のための事務の一部を他の団体等をして代行せしめるような場合、地方産業の開発等を目的とし、その内容が實質的に見て投資的経費に關するものであつて、支出効果の顯著であると認められるもの、それから寄付等支出をしようとする財源の構成が大部分特定の財源であるというふうな場合、その他財政の再建または財政の健全化のために著しく寄与するもの、これらのものを大體選んでワク内から出していく、こういうふうにしておりま

す。それから財政の再建を促進し、または財政構造の正常化をはかるためにこの際整理縮減すべきものと考えられる寄付金を一応例示いたしてあります。たとえば地方公共団体の行政事務の範囲を逸脱するような寄付負担金、それからすでに寄付負担金の支出目的を達成したような場合、それから継続

的に支出される寄付金等であつて、過去三年以上その実績が上つていないような場合、それから特定の事業の振興をはかる目的をもつて地方公共団体に協力し、または関係を有する各種の団体に對して國または都道府県から受けた支出金の割合に応じて一定割合に相當する金額を負担金として支出するもの、すなわち何でもかんでも定率でもって支出するような寄付金のようなもの、それから主として營利行為を営む自治体に対するもの、それから零細補助金であつて補助効果の少ないもの、そういうものを例示いたしまして整理し、縮減する寄付金といたしてゐるのであります。それからもう一つ、三十九年度に法律が通りましたので、三十九年度の過渡的な措置を講ずる必要がございます。ある程度各団体では支出しておりますので、政令できめました率ではオーバーするところがございす。そういうところにつきましては、一応過渡的な措置として、三十九年度につきましては三十一年度よりも額を多くした範囲内において、寄付金の増額支給ができませんように、一定の計算方式を定めて通達をいたしたのでございす。そういうふうなことをこまかく書きまして都道府県に通達をし、さらに市町村に趣旨の徹底をはかつているような次第でございす。

○北山委員 初めの再建債の運用の問題でございす。ただいま詳しく御説明をいただきましたが、現在までに申し出のあつた団体は百くらいあるというふうな聞いたのでありますが、その内訳と、その団体の赤字額がどの程度になつてゐるか、それから今後における五月の末までの見通し、これらの点につ

きまして概要を説明していただきたい。○後藤政府委員 再建債の申し出団体は京市町村を合せて現在百二十四団体ございす。その中で京が十一団体、それから市が三十七団体、町村が七十六団体ございす。これが一番最近の、昨日までの合計であります。その中で三十九年度中に議決をいたしましたものが四十三団体ございす。つまり三月三十一日までに議決をしたものであります。京が三団体、それから市が十三団体、町村が二十七団体、全部で四十三団体ということになっております。この赤字額は今手元に持つておりません。申し出団体を持つてきておりました、赤字の内容等を精査すべきものがございすので、今検討いたしてあります。四十三団体だけは三十一年度の三月三十一日までにきまつておりますので、これだけ取り急いで再建債の許可をし、承認をあわせていたしたいと考えて今作業をやつております。今まできまつておりますものは京都市の計画を承認いたしてあります。それから再建債の額は二十一億九千万円でございす。それからその次は京都市であります、京都市は再建債の額は十七億でございす。あとの団体は今持ち込んで大蔵省と協議をいたしてあります。

たしております。七年、七分三厘の案件、この条件もさらに本年の終りにたりますとまだ下る可能性がありますが、一応社債、金融債、公社債との明連においては、大体そういうふうなきめて、通達を今流しておる次第であります。

○北山委員　それからただいまお話がありました京都府の場合ですね。これは再建第一号でありますから、いろいろあとの一つの例になると思うのですが、赤字額はたしか二十四億くらいと記憶しておりますが、それに対して起債許可額は二十一億九千万円ということになりますと、あとの差額はとういふふうな措置をするということではな

いますか。

○後藤政府委員　赤字額はたしか二十四億だったと思いますが、そのうち、現実には法律及び政令で計算をいたしたものを基礎にいたしまして、二十一億九千万円という額を出したのでございます。このほかにもちろん退職償は別でございます。それから赤字額と再建債との差額は、やはり再建計画には載って参りますが、それは起債のつかない赤字、たな上げしないままとして載っていくわけであります。

○北山委員　そうすると京都府の場合でもほかの団体の場合でも、再建債を借りて、それを今度は年次償還をしていく。それから退職償を借りて、これはまた来年から三年間で返していく。それ以外に起債のつかない赤字について

ては、来年の財政計画の中から黒字を生み出していく、こういうことになろうかと思うんですが、これは京都の場合、一つのケースでありますから、でき得るならばあまり繁雑にならない程

度において、その資料等を別にプリントを出しを願いたいと思ひます。

そこで先ほどお伺ひしました許可方針の中で、再建債に認められない分として赤字額から差し引く分として、三十一年度すなわち財政再建計画の第一年度において生ずるものとして認定された赤字額の二分の一を控除する、こういうことになっておるのですが、そうすると一方的に自治庁の方で、君の方の団体は本年度だけ一億一億の黒字が出ると思へるから、その半分の五千万円は再建債の対象にならぬ、こういうふうにして差し引くわけですか。

○後藤政府委員 私どもは原則といたしまして、再建計画を各団体で作りました場合に、出ておますところの黒字額の二分の一、そういう考え方をいたしております。無理に黒字を出さないような場合もあるかと思ひますが、再建計画の指導をいたします場合に、やはりわれわれが見ますれば大体わかりますので、もちろん出ない団体もございまして、出る団体はやはり出してその二分の一だけを差し引く、こういうことになると思ひます。

○北山委員 再建促進法につきましては、また問題が出たときにお伺ひしたいと思ひますが、もう一つの寄付金の承認に関する取扱ひですが、この中でいわゆる府県と市町村との関係において、市町村の方から府県の方にその事業の、あるいは施設の寄付金、負担金というものをしている場合が相当ある。ところがその承認をする事務を自治庁長官が府県知事に委任しておるわけなんです。そうすると、こ

れは不公平になりやしないか。府県としてはやはり市町村から寄付金、負担金をもらいたいものでありますから、それを査定する場合には、まずもって自分の方へ出す寄付金、負担金は認める。そして優先的にその分は認められて、あとの分がはみ出していくというふうなことになると思ひます。そういう点においては市町村と府県とは、利害関係が相反する場合があると思ひます。従つて、そういう立場にある府県知事に対して、自治庁長官の権限を委任するということは適當でないのではないか。やはりこの問題は自治庁長官が直接おやりになる方が適當でないか、こういうふうには思ひますが、どうですか。

○後藤政府委員 お考えも私は一つの考え方だと思つております。またそうできれば非常にいいのであります。非常ないなかの町村の場合等につきまして、一々承認を東京まで持つてくるという事務は、私は大へんじやないかと思つております。従つて一応は府県知事に委任をいたしますが、府県知事自体を私どもが監視を指導をいたしまして、おっしゃいますようなことにならないようにいたしていくのが筋ではないか。これが事務の上から申しまして、やはりそれぞれの団体の便宜な取扱ひではないか、かように一応考へておるのでございまして。非常に重要なことをやります府県につきましては、十分に指導をいたして行きたいと思ひます。

○北山委員 これはさつそく起る問題だと思ひます。この新しい再建促進法の基準によつて市町村が出す寄付

金、負担金は、財政需要額の百分の一あるいは百分の二というふうな、基準がある。それがかりに三百万円とする、まず二百万円くらいは県の方の言うことを認めてしまつて、あとその他の分は百万円しか残らぬというふうなことが現実についてくると思ひます。また起つておる例を聞いておるので、ですからこれは技術的にはなかなかむずかしいかもしれませんが、何かの方法でこれを防ぐような方途をとらないといふと、何のことはない、府県に対する寄付金、負担金だけはちゃんと認められて、その他の団体の内部における、先ほどお話しもあつたような水害であるとか、土地改良区であるとか、あるいは農業協同組合であるとか、その地域内の団体に対する分は制約を受けてしまふ、——いや、それは除かれるのですが、その他のいろいろな団体ですね、自主的にやろうとするものについては、ワケがまるで狭くなつてしまふということが起ると思ひます。これは何かの方法で工夫をしていただかなければならぬと思ひますが、そう安心のできない問題だと思ひますが、私は府県知事がそんな悪者だとは思ひません。思ひませんが、何しろ府県も財政的に苦しいものだから、どうしてもしわ寄せを市町村にやつていく。市町村は住民の方に押しつけていく、こういう傾向が最近非常に強いのです。従つてでき得るならば、自治庁長官の方でやっていた方がいゝと思ひますが、そうでなければ何らかの基準を設けて、そういうことのないように十分工をしておいただかなければならぬと思ひます。私は最近そういう例をある市から聞いておるのです。何とか工

夫していただきたいと思ひますが、どうですか。

○後藤政府委員 おっしゃいますような例を私ども承知しておりますが、投資的の事業につきましては、従来起債問題としてそれが出ております。従つて各府県の市町村の負担金を多額に負担しておる団体は大体私どももわかつております。従来起債をつけます場合に、こまかく調べますのをやめまして、一応府県に総額をやりまして、そうして府県から市町村に分けてやるように、こういうふうにしてやるのであります。それをうまく分けるのと、それから、話し合ひでもちろんやるのであります。おっしゃいますところとありますが、おっしゃいますようなことがあつた例があります。負担金を過重に負担しておるところは、私どもの方で起債を通じて大体わかつておりますので、さらに法律でも報告をとることにいたしておりますから、その辺は指導によりまして問題を解決して行きたい、かように私どもも考へております。

○北山委員 大体おわかりになっておるといふことであります。府県は、府県においては、県の方は黒字で健全財政を誇つておる。ところがその市町村が逆に財政的に非常に苦しい。それで市町村の方は連合して、これは県の方が独善的で自分だけよければよろしいというふうなことで、しわ寄せを市町村に及ぼしておるというふうなことで、反響をしておるような県もあるやうに聞いておるわけです。従つてこれは十分監視をいたしますか、そんなことのないように指導していただかなければならぬと思ひます。

負担金、これは全面的に今度は押えられたわけですが、この違反が生じた場合には、自治庁としてはどういう措置をおとりになるか。実際は全面的に禁止されておつても、これはやみで今後も起ると思ひます。そのときに、これはしようがないと言ふだけじゃ済まないと思ひます。こういうふうにはつきりと、今度は地方財政法のみならず、再建促進法にも明瞭に規定されておる以上は、やはり法を尊重しなければならぬ。これをいかように実施していくか、自治庁としてもお考えがあるべきはさうだと思ひます。どういふふうにするつもりですか。

○後藤政府委員 建前といたしまして、さういふおぢやなことはやらないといふ建前に立つて国は法律を作つております。違反の場合にどうするかというのを正面から書いておらぬのであります。もちろんそういう事態が起りました場合には、国のそれぞれの機関に対して反省を促し、そういうことのないようにいたしていきたいと私どもも考へておるのであります。

○北山委員 やはり法律の執行というものは政府各機関がやるものでありますから、政府の内部に違法があつた場合にはどうも大目に見ておる、不問に付しておる場合が非常に多いのです。しかしこういうふうな財政の基本的建前をくずすというふうなことは、やはり相当目を配つてそういう抑制をはからなければならぬ。もしそういう事故があればそれをその関係の省庁に抗議するとか、十分この規定の実施について御努力をお願いしたいと思います。それからこの寄付金、負担金の対象とならないような団体について、いろ

いる申し合せなどをして自治庁は認め
ておるに聞かれます。たとえば消
防協会などはいろいろ運動して、消防
協会の負担金、寄付金は適用外である
というふうな特例を認めたかに——こ
れはうそかほんとうかわかりませ
んが、聞いておるのですが、消防協会
はどういうふうになっておるのですか。

○後藤政府委員 消防協会につきま
しては整理すべきものという中に入ら
ないで、ワクの中に入るのだ、こうい
うふうなことを私も申しておるの
であります。ワクの中へ入るので、ワ
クの中で幾ら出すかということとはそ
れは団体で定めることだ、こういう
うに考えております。

○北山委員 私聞いておるのは、ワ
ク外にしてくれという要望があるに
聞いておるので、お伺いしたので
すが、それ以外にいろいろな農業団
体等、いわゆるワク外にするという
打ち合せをしたような団体は、どう
いうふうな種類の団体があるかお
知らせを願いたい。

○後藤政府委員 ワク外にするとい
う話し合いをした団体はございません。
農協の中央会でありまつか、日本商
工会議所等の商工会議所関係、そう
いうところに対してはワク内で措置
できるのだ、こういう解釈をいたし
ております。そういうことを各省と
の間で話し合ひをしてきめておるの
であります。ワク外にするというこ
とをきめたものは、まだないと私
考えております。

○北山委員 そうするとワク内に
するということは、その制限された
金額の中で認めるということであり
、ワク外にするという団体に対
するということとはそういう団体

する寄付金、負担金はよろしくない、
こういう意味ですか。そうじゃない
と思うのですが……

○後藤政府委員 ワク内にするとい
うものと、それからよろしくないもの
とを分けております。まず整理縮減
すべきものと、それからワク内で額
をきめるべきものというふうに分
けております。整理縮減すべきもの
ではないが、ワクの中のものである
からワクの中で出してもらいたい、
こういうふうなことでありますから、
その中へ入れてくれという主張と、
それから特別扱いをしてくれという、
おっしゃいますような場合とがあり
ます。しかし特別扱いではない、こ
ういう建前に立つてワク内の問題
であるという考え方を申し上げて
おるのであります。

○北山委員 それからこの際、これは
この前財政当局がおいでにならぬ
ときに聞いたことですが、能代市の
大火の問題がこの前警察関係の事項
としてこの委員会に質疑されたわけ
ですが、そのときに水道の問題が出
たわけですが、能代は消火活動する
のに水道がなくて困ったという話、
それで聞いてみると、この前の二
十四年の大火以後に市において水
道計画を立てた。そしてそれは昭和
二十八年かに建設省の事業認可に
なっております。ところがいまだに
それが行われておらぬ、ということ
は、それだけの話から見れば、事業
認可にはなつたけれども、起債が
つかなかつたのじゃないか、こうい
うことになつてくるわけでありま
す。従つてどういうわけがこの能
代市の水道施設に対する起債が認め
られなかったか、あるいはあつた
けれども、当然防火施設としての見
地から

しても、水道事業の起債は認むべき
ではないか、これは普通そう思うの
ですが、その事業がでないで、また
再び大火を迎えたということなん
ですか、どうして起債が認められ
なかったのか、その事情を伺いた
い。

○後藤政府委員 結論から申しま
す、能代市につきましては三十年
度から起債を認めました。最近許可
をいたしました。これは秋田県内
で他の優先すべき都市があるの
であります。これら優先すべき
都市があるのあります。この振り
合ひの問題でどちらを優先する
かというところで従来考へてお
つたのであります。しかしあつた
大火がございまして、優先順位を
変更いたしましたので、優先順位
を下げたのであります。新湯につ
きましては三十年度の起債として
追加いたしました。

○北山委員 起債の申請というの
は、何年度から出ているのですか。
それが三十年度と出ていると、最
近になつて認めたとことになる
わけですね。

○後藤政府委員 いつか申したので
ありますが、現在水道の事業認可
になつてゐるものが二百本ござ
います。その中でたしかほんとう
の新規が五、六十本であつたと
思ひます。大体二百本が認可に
なつてゐるのであります。他の
事業と違ひまして——他のガス
とか何かであります。これは法
律でちゃんと認可した場合には
必ず起債をつけることになつて
おります。つまり起債がきつた
とき初めて認可する。ところが
水道はそうならないので、ど
んどん認可だけをとりまけてい
く。また認可をとりまけてから
は計画変更もやつていくという
ことで、がたがた

いたしまして、古いものが相当た
まつております。そのたまつて
いる水道の件をどうして片づける
かというものが昨年度の問題で
ありまして、一応三十三年度の
当初においては新規事業は全
然認めないという方針をとつた
のであります。しかし二百本も
出たのであります。その後も認可
がどんどんなされております。そ
の後の認可がどんどんなされて
おりますので、一応従来のものを
片づけないければならぬという
ので、それだけ優先順位を考へ
まして、一応五十三年度に認め
したのであります。さらに約百
五十本残つております。この辺
の事業認可と起債との関係につ
きまして、厚生省といふいろいろ
の通しがつかないものをど
んどん認可するやうなことをし
ないで、従来あるものを片づ
けていくという建前に残つて
いるものが相当ございまして、
三十三年度である程度それを
片づけていきたいと考へてお
ります。従つて一方水道の起債
のワクをふやしながら、新規
分をさらに多くして、今まで
たまつてゐるものを片づけて
いきたいと考へております。そ
れから事業の認可だけはお
もつて、そう急がないものが
まだあります。非常に急ぐもの
と、そう急がないものとあり
ます。二百本が二百本今すぐ
のではありません、二百本が
二百本今すぐのではありません。
○北山委員 水道の起債は有名
な難物でございまして、開所が
たくさんありますので、能代市
の場合自治庁だけの責任だとい
うふうには私どもも考へませ
ん。けれども結果的に見ると、
やはり大きな政治の責任だと思
うのです。後藤さんは起債の見
通しがたつてから事業認可をし
た方がよいのではないかと
いうお話ですが、事業認可をし
た以上は必ず起債をつけるとい
うことの方が正しいと思つて
おられます。とにか政治全体と
して事態に合わないければ、
やはり能代のような場合が起
り得るという点について、今後
とも十分お考えを願ひたいと思
ひます。

それから今度の地方財政法にも
あるやうであります。やはり公
共事業につきましても、いわ
ゆる受益者負担という考え方を
相当に強調しておるわけであ
ります。要するに地方公共団
体の負担を軽減するために、ま
ず国からの補助率を上げるとい
うこと、それから地方公共団
体の下にある団体なり個人
からの受益者負担として収入
を上げて、そして財政の負担
を軽減する、こういうふうな考
え方が今度の地方財政の計画
に現れておるわけでありま
す。この受益者負担といふもの
には一体どういふふうなもの
があるのか、これを私非常に疑
問に思つております。一つの
事業の道路にせよ何にせよ、
受益という範囲は受益の限度
において言葉をもつて片づか
ない非常な複雑なものを持
つておるのです。こういうふう
に受益の範囲といふものを
拡大する以上は、何らかの
ものにきつなければならぬ、
こういうふうな考へるわけ
ですが、それをどの程度に考
へておるか。政令で定めると
かそういうことがあると思
うのですが、それはどうい
う基準で受益者負担を考へ
ていくか、これをお伺い
したい。

○柴田説明員 おっしゃるやうに、
受益者負担の限度をどう設定
するかとい

これらの点について、それぞれの事業ごとにある程度の範囲、それからその程度、こういうものを明らかにしていただかなければ、こういう規定を一条一条と設けられても、今後の実施には困るんじゃないかと思うのです。一つ、できるだけ詳しくお話を願いたい。

○後藤政府委員 現行制度のもとにおきましては、受益者負担金の総額は大体公共事業の五％くらいなのであります。しかも受益者負担金の書き方が、一定の基準がないのでありまして、団体の個々の事業につきまして非常に区々であります。従って負担金の限度がある例があるのであります。そういうものに対して負担金の範囲をどの程度にするか、それから受益の限度の算定の基準を与えることが必要ではないか、こういう意味で今回の改正をいたすのでございます。政令のこまかい基準は現在研究中でありまして、はっきりしたことは申し上げかねるのであります。要するに受益者の範囲と、受益者負担金の算定の基準とを明確にして、団体によりまして区々にならないようにしたい、こういう趣旨であります。

○北山委員 本来の姿としては負担金がある方がよい、こういう話ですが、確かに受益者負担なりあるいは目的税についてもそうでございますが、そういうものを拡大していくというふうな考え方は、税なり公共負担というものを元の手数料主義あるいは使用料主義に引き戻してしまふ。この点は前にも申し上げたのですが、逆行じゃないか、地方団体、府県市町村等の団体についても、やはり仕事の範囲がだんだん拡大していくというのが大体の勢じゃないか、従って高等学校にしろ、道路にしろやはり一般行政の事務の範囲としてやる、従ってその財源についても一般の税財源でこれをやるというふうな方向に行くと、やはり進歩じゃないか、それを元へ戻して、橋の経費はその橋によって利益を受ける者によって一部を負担してもらおう、高等学校の経費もそうする、こういうこととは逆行じゃないか、今度の目的税なりあるいは今度の地方財政法等の改正がそういうふうな方向を強めておる。受益者負担という制度を拡張していく、こういうふうな考えであるならば、それは今申し上げたような逆コースじゃないか。こういうふうにお考えですが、大臣はどのようにお考えですか。

○後藤政府委員 従来の制度を拡張しようというのではないのでございまして、従来区々に分かれておるものを、ここで基準を与えて適正なものにして行きたいという考え方でありまして、従来以上に負担金をとっていくというのではないのであります。

○北山委員 本来の姿としては負担金がある方がよい、こういう話ですが、確かに受益者負担なりあるいは目的税についてもそうでございますが、そういうものを拡大していくというふうな考え方は、税なり公共負担というものを元の手数料主義あるいは使用料主義に引き戻してしまふ。この点は前にも申し上げたのですが、逆行じゃないか、地方団体、府県市町村等の団体についても、やはり仕事の範囲がだんだん拡大していくというのが大体の勢じゃないか、従って高等学校にしろ、道路にしろやはり一般行政の事務の範囲としてやる、従ってその財源についても一般の税財源でこれをやるというふうな方向に行くと、やはり進歩じゃないか、それを元へ戻して、橋の経費はその橋によって利益を受ける者によって一部を負担してもらおう、高等学校の経費もそうする、こういうこととは逆行じゃないか、今度の目的税なりあるいは今度の地方財政法等の改正がそういうふうな方向を強めておる。受益者負担という制度を拡張していく、こういうふうな考えであるならば、それは今申し上げたような逆コースじゃないか。こういうふうにお考えですが、大臣はどのようにお考えですか。

○後藤政府委員 従来の制度を拡張しようというのではないのでございまして、従来区々に分かれておるものを、ここで基準を与えて適正なものにして行きたいという考え方でありまして、従来以上に負担金をとっていくというのではないのであります。

○北山委員 これは大臣にお伺いしたいのですが、今度の地方財政に関する方針の中にも、たしかそういうことを言われていると思う。受益者負担というものを相当活用して、上の方からは補助金の率をふやしていく、それからまた一方で受益者負担制度というものを十分活用していく、こういうことによつて地方団体の負担を軽減していく、こういうことをたしか説明書に書いて御説明になったと私は記憶しているのですが、そういう考えは誤りではないですか。

○後藤政府委員 財政全体として見ますと、目的税の創設をいたしておりますので、受益者負担という制度をやる、目的税の形で織り込んで行こう。こういうことで都市計画税その他新しい税を目的税の形で起しておるのであります。そういう意味でこの受益者負担制度を拡充するということがあり得るわけでございます。しかしここで私どもの方の財政関係の法律は、別に従来の制度を拡充するという意味ではございません。これは従来ございす制度の乱れているのを正しくする、適正化するといふくらいなのであります。

○北山委員 いろいろそういう微候が各所に現われているのですが、たとえば道路についても道路公団というものを作つて、有料道路にするというふうな点についても、やはり同じような考え方がそこに出ておる。道路というものはだれが通るのも自由なわけでありまして、われわれの今までの考え方からすれば、有料道路なんというものは考えられない。ところがアメリカの輸入でございまして、このごろ道路公団というふうなことで有料道路をやる、あるいは今度ダムなどについて、ダム公団でやはりある種の独立採算というものをそこに考えていくこととしておる。従つて地方団体の行政一般として、そういうふうな有料主義あるいは受益者負担主義というものが次第に拡大されていくんじゃないかという印象を受けるのはあやまちじゃないかと思う。そういう方向について大臣はどのようにお考えですか。

○後藤政府委員 受益者負担の制度というのは、ある一定の段階まで達すれば、それは一般の人たちにも影響します。

○後藤政府委員 財政全体として見ますと、目的税の創設をいたしておりますので、受益者負担という制度をやる、目的税の形で織り込んで行こう。こういうことで都市計画税その他新しい税を目的税の形で起しておるのであります。そういう意味でこの受益者負担制度を拡充するということがあり得るわけでございます。しかしここで私どもの方の財政関係の法律は、別に従来の制度を拡充するという意味ではございません。これは従来ございす制度の乱れているのを正しくする、適正化するといふくらいなのであります。

○北山委員 いろいろそういう微候が各所に現われているのですが、たとえば道路についても道路公団というものを作つて、有料道路にするというふうな点についても、やはり同じような考え方がそこに出ておる。道路というものはだれが通るのも自由なわけでありまして、われわれの今までの考え方からすれば、有料道路なんというものは考えられない。ところがアメリカの輸入でございまして、このごろ道路公団というふうなことで有料道路をやる、あるいは今度ダムなどについて、ダム公団でやはりある種の独立採算というものをそこに考えていくこととしておる。従つて地方団体の行政一般として、そういうふうな有料主義あるいは受益者負担主義というものが次第に拡大されていくんじゃないかという印象を受けるのはあやまちじゃないかと思う。そういう方向について大臣はどのようにお考えですか。

○後藤政府委員 受益者負担の制度というのは、ある一定の段階まで達すれば、それは一般の人たちにも影響します。

○北山委員 私どもはシャープ税制当時の考え方だと思つておるのですが、やはり市町村、府県、国、こういう各階層の各団体の事務の範囲というものを明らかにして、そして事務の責任を明らかにして、それに伴う財源というものを合理的に分けていく、こういう考え方が正しいと思ひ、たしかシャープ税制などもそういうふうな原則に立っているというふうにお考えです。従つて、地方交付税の算定におきまして、その基準財政需要額を算定する場合におきましては、その基準のもとに、財政需要額をそれぞれ府県の需要あるいは市町村の需要として分けて、算定しておるわけでありまして、だから府県道の経費を市町村に付けるわけはないのであります。それぞれその経費を負担する責任分野というものを事務分野に合せて、財政需要額というものを算定しているのですから、それをやはりできるだけ貫いていくことが正しいのではないですか。

うことであらうと思うのであります
が、なぜまとめておるかという、合併

したところが、ちつとも約束通りやれぬからめておるのである。そういう点についてどうですか、もつとはつきりとした答弁をお願いしたいと存ずるのであります。

○柴田説明員 私が生上げましたのは、新市町村建設計画はどうでもよろしいといったような趣旨で申し上げたわけではないのでありまして、むしろ今おっしゃいましたような趣旨から、新市町村建設計画というものを、もう一ぺん再検討する必要がある。そこで今回新市町村建設促進法を出しましたのも、今までの計画がとくく雄大過ぎる現実性を持たないではないか、だからそれをもう一ぺん現実性を持つ意味合いから再検討して、そのかわり再検討して立てた計画については、これはもう全力をあげて推進をする、こういう計画で進むべきではないか、そういう観点からあの法律が出されたと考えております。

なご新市町村の事業でございますが、事業費は今私二十九年度、三十年年度の御報告を申し上げましたが、それは現実に計画し、現実に実施をしておるものでございまして、いずれも新市町村建設計画に基づく事業であります。ただ新市町村建設計画におきまます総事業費は幾らになりますか、やはり先ほど申し上げましたように常に動いておるわけでありまして、その時期々々の数字しか出ない。その時期々々の数字ということになりますれば、私たちは今ここに数字を持っておりません。なお主管課の方を調べまして、数字があれば御報告申し上げたいと思っております。

○中井委員 今の御答弁で雄大に過ぎ

ておるといふふうなことでありますが、しかし政府としては雄大に過ぎておるかおらぬか、数字がないとわからぬじゃないですか。その数字さえお持ちにならぬで、とやかくおっしゃったって、私は次に前進はしないように思うのです。が、大臣どうですか。どうもあなたの部下はいふんずさんな答弁をなさつておるようですが、その辺のところどうですか。

○太田国務大臣 行政部長の方の所管でありまして、きょう参らないのでございしますが、この次のときにお答え申し上げるようになさしていただきたいと思ひます。

○中井委員 その問題はその程度にしまして、きょうはいふおそいから、私が一、二点お尋ねして、委員長一つもう散会して下さい。

交付税率の問題です。今度の改正案の最も大きな点は、交付税率が三%上ったということでございますが、しかしこれをよく調べてみますと、昭和三十年年度において年末に一度処置をされまして、さらに追加予算において補正をされたあの数字と、今回のこの二五%の数字、千六百五十億でありますか、それとほとんど相違はないということになります。そうなりますと、これは政府が地方財政について大いに関心を持って、いろいろな改革をなさんとされておるわけでありまして、これと、結局のところは、政府の財布において、今度の地方財政について何とかしようというふうなことは、ほとんど数字としては現われておらない。制度を改めてみたあつたはあつちの金をこつちに回してみたり、兄弟同士で金の分け合いをするというふうなことで

もつて表面を糊塗しよう、さらに足りないところは国民から取り上げようというのでありますが、この交付税率について政府はこの二五%で、もう満足しておられるのか、あるいは将来こいういふものについて、どういふ考え方をしておられるのか。これは基本的な問題であります。大臣の心境を伺つておきたいと思ひます。

○太田国務大臣 財政上の最も重要な問題かと思ひます。二五%について、そこが限界であるかというお言葉と存じますが、国家財政と地方財政とのからみ合ひという点から見ると、どこに限度があるかというところは、私は言ひ切るだけに参つておりません。しかし大きな三つの税の中で四分の一に当たるものが、地方財政へ行くという事柄は重視していいのではないかと、根本的に考えまして中井委員のよく言われるお言葉のように、地方財政というもののあり方が問題でございまして、国の財政をささえる三大税目の税額の四分の一を占めるという事柄は重要でございしますが、ここが限界であるかどうかという点については疑問を持っております。一般の税源の問題もありません。またそうじゃないところを公債政策で埋めていくかという問題がございしますが、私といたしましては四分の一に当たるというところは相当大きな意味を持つものと考えている次第でございします。もちろん地方財政全般につきましても、国の財政からどういふようにつなかりを持つかという意味におきましては、相当大きな意味を持つ三大税の四分の一というところを考えると、しかしそれが限界かということ

につぎましては、また私は言ひ切るところまで参つておりません。

○中井委員 この点は非常に根本論でございまして、今大臣から御答弁のあったことも私了承できるのでありますが、基本的にこの交付税というものは、平衡交付金というのがあります。それから関連が出て参つた税金でありますけれども、シャープ勧告をすなわち、すつと読んでみまして、私は当時国會議員でも何でもありませんでしたが、一番疑問に思ひましたのは、これはどうやら府県を廃止する気持じゃないのか、私はあれをすつと読んだときに、そういうふうな思ひました。と申しますのは、シャープ勧告の内容には府県に対する自己財源というものは、ほとんどございせん。それが一つ。もう一つはあの平衡交付金というものは、大蔵省の解釈など全然違つております。あれは府県、市町村が足りない金額をそのまま計上いたしまして、その足りないだけ優先的に国の税金から埋め合せをするというのが平衡交付金の基本であつたと私は思ふのであります。その二つの土台の上に立つてシャープ勧告はできておる。世間往々にして、シャープ勧告は非常に悪い、シャープ勧告は日本の国情に合わないと思ふ。日本の行政機構その他がシャープのねらつておる通りに動きましたならば、あれはちゃんとまとまつておる税体系である、私はそのとき第三者の一人として感じておりました。にもかかわりませず、まず第一年度において平衡交付金を計算して、たとえば千八百億になる。それについて大蔵省は実は財源が

千二百億しかないから、これは全部三分の二に落してしまふんだというふうなところから、私は今日の地方財政の赤字の最も大きな原因が出てきておるように思ひます。そのときのねらいはある意味においては私は正しいと思ひます。それは機構改革の問題であります。が、現実にはその後相当地方自治体が拡充されましたけれども、現在でも、市町村は別といたしまして、府県の仕事はその七割までは私は国の仕事だ、その手足になつてやつていただけたというふうな考えがあるのであります。この二つの支柱から考えますと、私は太田さんはその当時は閑地につかれておりましたから、私はあまり十分把握なさつておらないのではないかと思ひます。

従ひまして、これはおしかりを受けるかも知れぬが、戦前の頭脳で考えになりますと、四分の一でも大したものだ、国がこれだけ出してやるのだというふうなお考えも出てくる、これは当然でありますけれども、あの趣旨はそうじゃありません。府県についてはほとんど自己財源は初めからないのであります。ほとんど平衡交付金でありまして、そして四、五年の間に府県について統合を始め、あるいは道州制の問題を起すというふうな考え方が含まれておつたと私は考えているのであります。にもかかわりませず、現実にはそれと逆に行きまして、現在におきましては、まだ府県をどんどん拡充をいたしている、こういうことでございします。

そういう意味で大いにギャップができ、その調節こそ、現在の政府としまして、もちろんわれわれ野党も政治に携わる者として、日本の内政の大改革のために最も重要な点ではなからうか

と考えているのであります。こういう点につきまして今の政府はこれに関連をいたしまして、市町村はまだ自己財源は四十数パーセントありますが、府県は非常に少い、それで府県民税とか何とかいろいろを創設している。さらに下部機構の市町村からしほりあげましたけれども、それなどもこの精神からいいますと、国から出させるべきものであったと思うのでありますが、そういう面において、今の政府は府県制度あるいは交付税率というもののについて、もう少し板についた、がっちりとした考え方をやっていただきたいと思うのであります。私は今申し上げました二、三の点についての政府当局の見解を一つこの際参考のために伺っておきたいと存するのであります。

○太田國務大臣 拝聴いたしました。

私も国家事務と地方事務の関係につきましては、お話のような意味におきまして、勉強しているときも、その点が一番大きな問題だと思いました。実は私はそういう点についてのシャヴプさんの考え方がそこまで徹底していないのではないかと思っておったのでございますが、いずれにいたしまして、理屈から申しますと、地方自治の建前から申しまして、お言葉のように独立税源の増強を要することになるという建前のもとに、地方行政及び地方財政を見ていかなければならぬ、かように考えるのでございます。

○中井委員 お言葉のようにじゃないのです。私が今申し上げましたような考え方で進みましたならば、独立税源というようなのは、さらに重税をかけ、国民から金をさらにしぼり上げるということでありますから、現在の国

家地方両方合せての税体系の中において、もうこれ以上よけい取るということとはいけない、この中において国の税制と地方の税制において調節をすべきである、そういう考え方がいえば、私はさらにまた加えますが、この府県の事務の内容をよくお調べになったならば、私はこの四分の一はまだまだ少な過ぎる、おそらく半分までは行くだろうというふうに考えたのでありますが、この点についてさらに御意見を伺っておきます。

○太田國務大臣 地方の事務と国の事務の分界点が問題になると思います。が、私自身まだその点について深く考えておりませんけれども、その点をきめてかかって同時に地方と国の税源を系統を立てて、負担の公平も見、また独立財源としてどういうものを持っていたらいいかということをも考えて、財源を分けて行くのが大きな課題であり、政府の税制整理の問題であらうと存じ上げます。

○中井委員 きょうはこの程度にいたしておきます。

○龜山委員長代理 それでは明日は午後一時から開くこととし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時四十一分散会

昭和三十一年四月十四日印刷

昭和三十一年四月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局